

第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 実施期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月14日（火）

2. 実施場所

計 237か所

育成課窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館、保健所、保健センター、男女平等推進センター、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、子ども総合センター、金町子どもセンター、区公式ホームページ

3. 意見総数

意見提出者 16人

意見総数 45件

4. 提出されたご意見の取扱い

計画（案）に意見を反映するもの 0件

計画（素案）に盛り込まれているもの 7件

計画・事業の推進にあたって参考にするもの 19件

意見・要望としてお聞きするもの 19件

5. 提出されたご意見（概要）と区の考え方

次のとおり

「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対する意見と区の考え方について

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
1	12ページ 計画の基本的な考え方	計画の基本理念に「子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指す」とあるが、これは子どもではなく、「親の最善の利益」なのではないか。働く親にとって都合の良い保育園がどんどん増えることが、子どもたちの負担につながっているように感じる。子どもにとっての子育て支援を考えてもらいたい。	働く必要のある親にとっては、延長保育や休日保育等の保育サービスが充実した保育園が増えることは、大変重要であると考えております。 しかしながら、そのことが子どもの負担にならないように、本区では保育の質を向上させる取組を行っているほか、子どもの成長を促す様々なカリキュラムを導入する事業者の参入を促進する等、子どもにとって有益になる事業にも取り組んでおります。	△	育成課
2	22ページ 認可保育所・認定こども園の設置・運営	待機児童は年々改善されているようだが、金町駅周辺は特に人口が増えているので、保育施設をまだまだ増やしていただきたい。	今回策定する計画では、認可保育所や小規模保育事業所の整備により、合計1,254人の定員を増加させることを目標としています。 金町駅周辺においては、大規模マンションが令和3年度に竣工される予定であり、今後も高い需要が見込まれることから、それに対応した保育所の整備計画を定めております。今後も、保育所が不足する地域を中心に、定員の拡充を図ってまいります。	○	子育て推進担当課
3	25ページ 病児・病後児保育事業	病児保育の施設見学やHP等で病児保育の存在をもう少し広めてほしい。また、働く女性が今後さらに増えていくことを考え、病児保育の施設を増やしていくべきである。	病児保育事業については、より多くの方に事業の内容を知っていただけるよう、区ホームページやアプリ等で事業周知に努めてまいります。 また、病児保育の施設については、より多くの方が利用できるよう、計画において、令和3年度に1か所整備することを予定しております。	○	子育て推進担当課
4	25ページ 病児・病後児保育事業	病児保育施設4施設は区内で一応は均等にはあるが、少ないと感じる。「具合が悪いから病児保育へ」という気軽に預けられるとよい。			
5	25ページ 私立幼稚園の2歳児受入れの実施	働いていない母の子育て支援のために、幼稚園での4年保育としてほしい。	学校教育法第26条には「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と規定されていますが、葛飾区では、保護者のニーズ等を鑑み平成17年4月から構造改革特別区域の認定を受けて2歳児入園を開始したものです。 その後、国は、2歳児について幼児の主体的な活動を前提として行われる幼稚園教育での受け入れではなく、2歳児特有の発達を踏まえての発達に応じた対応が必要であるとし、平成20年4月1日をもって構造改革特別区域法から2歳児の幼稚園入園に係る規定を削除しました。 区としては、幼稚園での受け入れの利点を生かしつつ今般の共働き家庭の増加により保育需要が高まっている状況や2歳児の円滑な幼稚園教育の接続という観点から、一定の猶予期間を設けたうえで、国の財政支援がある保育の必要性の認定を受けた2歳児を対象とした幼稚園型一時預かり事業に転換を図っていきたくと考えております。	□	子育て支援課
6	25ページ 私立幼稚園の2歳児受入れの実施	より早い段階からの幼児教育の必要を感じ「幼稚園での4年保育」を望んでいる。今回の計画は、「一時預かり」という名の下に、「幼稚園」に預けようとする親の意思を無視するものである。「幼稚園」と「保育園」の本来の趣旨を尊重した事業としてほしい。			

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
7	26ページ 私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	私立幼稚園、認定こども園の預かり保育事業の取組の方向として、「当該園の在籍児以外の受入れも検討する」とあるが、実施するとしたらどのような形になるのでしょうか。受入れる場合の、園と保護者間の情報共有が大切になると思う。	非在籍園児の受入れを実施することになった場合、保護者が希望園に直接申し込み、事前面談を経て登録した上で利用を開始するという流れを想定しています。 実施に当たっては、各園の方針、地域の一時預かりニーズ等を併せて考慮し、実施方法等、慎重に検討していきたいと考えています。	△	子育て支援課
8	29ページ ファミリー・サポート・センター事業	突発的なお迎えや病気等で子どもの世話が出来ない状況等、近所の方や専門の方が無償または低価格でお迎え、自宅での保育をしてくれるサービスをしてほしい。	ファミリー・サポート・センター事業では、最初のご利用の際に、ファミリー会員（支援を必要とする方）とサポート会員（支援できる方）が顔合わせをし、打ち合わせを行います。その後は、ファミリー会員とサポート会員とが直接、やり取りを行いますので、突発的なご利用にも対応が可能です。 また、お預かりする場所については、セキュリティや安全確保の観点から、原則はサポート会員宅としていますが、子ども自らが鍵の管理ができる等、対応可能な場合には、ファミリー会員宅でも預かれるように柔軟に対応してまいります。	□	育成課
9	29ページ ファミリー・サポート・センター事業	育児サポートの量だけでなく、サポートする提供者との良好な関係性を築けたりすることで、保護者の子育てへの悩み解決にさらに効果が出て、サポート内容の認知度も上げられると思う。	ファミリー・サポート・センター事業では、ファミリー会員（支援を必要とする方）とサポート会員（支援できる方）が、ご利用する前に必ず顔合わせをし、打ち合わせを行うことで、安心してご利用いただけるようにしています。 また、会員の交流会を開催し、会員相互の交流を図っています。	□	育成課
10	32ページ 保育士の確保に向けた総合的な取組	教育の質向上の為に幼稚園の先生も保育士同様の補助が必要である。幼稚園も保育園も平等であるべき。その上で母親や子育てをする人が選べるよう、考えていただきたい。	保育士の賃金改善や奨学金返済補助をはじめとする各種支援は、待機児解消に向けた保育所整備に伴う保育人材の確保の一環として保育士採用、定着促進のために実施しているものです。保育施設における保育士の確保は依然として厳しい状況のため今後も効果的な保育士確保支援策を実施していく必要があると考えております。なお、令和2年度当初予算の議決が前提となりますが、令和2年度から保育士と同様に、人材確保が困難な施設における幼稚園教諭を対象に奨学金返済支援事業を行うことで準備を進めているところです。	○	子育て支援課
11	32ページ 保育士の確保に向けた総合的な取組	認可保育園、認定こども園の設置を行うにあたり、保育士の確保に向けた取り組みは拡充していくことが良いと思う。	保育士の確保に向けた取組として、処遇改善やキャリアアップ補助金により保育士の処遇を改善するとともに、宿舍借り上げ支援事業や奨学金返済支援事業等により、経済的負担の軽減を図ってきました。令和2年度からは、民間の保育人材確保支援事業者と連携しながら、WEBサイトを活用した区内保育施設の求人情報の発信や区主催の就職・転職フェア等を一体的に行うことで、効率的な人材確保支援を実施します。	△	子育て支援課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
12	33ページ 子育て支援情報の適切な提供	計画で記載されている事業について、もっと多くの人を知れるように出来れば、区からの支援を受けてもっと、子育てがしやすい環境を整えられると思う。	より多くの方が計画に記載されている事業を知ることができるように、「広報かつしか」や区ホームページ等で事業周知に努めるとともに、外出できない方にも事業を知っていただけるように、区ホームページやアプリ等にて計画を公開してまいります。	△	育成課
13	33ページ 子育て支援情報の適切な提供	子育て支援事業計画に目を通し、様々な事業があるということを知るとともに、このような事業があることを知っている人は多くないのではないかと思う。			
14	33ページ 子育て支援情報の適切な提供	せっかくの計画なので、出産後で外出できていない方にも情報が伝わるような方法があると良いと思う。			
15	33ページ 子育て支援情報の適切な提供	子育て家庭向けのアプリの内容を充実させるとともに、アプリの周知方法等も工夫してほしい。	アプリの内容につきましては、利用者にとって有用なものとなるよう引き続き内容の充実を図ってまいります。また、アプリの周知につきましては、広報かつしか、区ホームページ、区公式ツイッターやフェイスブック等で周知を行っているところですが、今後も引き続き周知の強化を図ってまいります。	△	情報政策課
16	34ページ 利用者支援事業	区役所や、区役所以外の場所でも相談できる方がいると安心です。	区役所はもちろん、地域の児童館・子ども未来プラザで育児の困りごと等について相談ができます。 また、地域の中核となる基幹型児童館や子ども未来プラザには、保育士資格や教員免許を有する児童指導員のほか、看護師や保健師資格等を有する医療職もおりますので、子育て・健康のことについて相談をお受けすることが可能です。	○	育成課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
17	37ページ 食材料費の保護者負担軽減	給食費の補助があって、お弁当の補助がないのは不公平である。	幼児教育保育の無償化によりこれまで児童の保育料に含まれていた食材料費が実費徴収とされ、保護者に新たな負担が生じることとなりました。当区は、無償化後に負担が増えることは、絶対に避けるべきと考え、保育園の給食に係る食材料費を区の負担とし、併せて、食材に要する経費の算定が可能で、同じ食事を集団で食べる幼稚園の給食について同様の取扱いとしました。	△	子育て支援課
18	37ページ 食材料費の保護者負担軽減	お弁当の幼稚園には補助がでないのはおかしい、不公平である。各家庭が幼稚園に給食代を払い、領収書を出すから補助金が出るのでは？補助を出すのに領収書が必要ならば、幼稚園が毎月各家庭に補助の金額と同じ額を支払い領収書を発生させればいいのではないのでしょうか？幼稚園に通う全ての家庭に支払うのが公平だと思う。	子育て家庭へのより充実した支援に向けては、いただきましたご意見も参考に、引き続き検討させていただきたいと考えております。		
19	41ページ 乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業等について、出産後の体調の負担にならず、また、内容も有益なものとしてほしい。	出産後の母親や赤ちゃんが負担なくこんにちは赤ちゃん訪問等の産後の事業を受けられるよう、一人一人の状況に合わせてきめ細やかに対応していきます。	△	子ども家庭支援課
20	42ページ ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級	妊娠期におけるパパママ学級等の教室について、内容や回数等をもっと充実してほしい。	ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級や産前産後サポート事業等妊娠期における教室については、社会変化に伴う妊婦のニーズ（時代の情勢）をふまえ内容を検討していきます。	△	子ども家庭支援課
21	47ページ 子どもと親に対する相談・支援の実施	育児相談について、気兼ねなく、どんな些細な内容でも、いつでも相談できるようにしてほしい。	相談いただいた際に、仮にお答えすることが難しい部署であった場合でも、お困りの内容に対応できる相談先をご案内いたしますので、ご遠慮なくご相談ください。	△	子ども家庭支援課
22	53ページ 男性の家庭生活への参画支援事業	父親の育児参加や育児休暇取得に対する意識付けをしてほしい。	男性と女性が協力して家事・育児・介護等を担えるように、父親の育児参加や育児休暇取得の意識付け等を目的とした男性を支援する講座等を実施しています。また、区内の中小企業等に対して、育児・介護を含む職場環境改善に向け、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣するほか、経営者・管理職等への意識啓発や職場づくりなどのセミナーを開催しています。引き続き、こうした取組を進め、男性の育児参加をより一層、推進してまいります。	○	人権推進課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
23	56ページ 子ども未来プラザの整備	子育て中のママが子育ての悩みや子どもの発育を促しやすくなるように、子育てサポートセンターを増やしてほしい。また、子育てサポートセンターに玩具を多く置き、ベビーフードやママさん達が低価格でランチも出来るようなレストランを併設し、子育てに行き詰まる保護者が減り育児のしやすい環境にしてほしい。	区では、地域で安心して子育てできるよう、地域の子育て支援の拠点として、包括的に相談・連携でき、親子が楽しく利用できる子ども未来プラザを区内に7か所整備する予定です。この施設では、乳幼児親子が一日を通して利用できるすくすくルームを設け、様々な玩具を設置し、在宅で子育てをしている親子が気軽に集い、交流が図れるようにしております。食事の提供につきましては、専用のスペースを設けなければならない等、様々な制約があるため、自動販売機を設置する等での対応を考えております。また、お昼時にはランチスペースを設け、乳幼児親子間の交流が図れるよう努めております。	□	子育て推進担当課
24	58ページ 安心・安全な公園づくり	子どもが安心して自由に遊べる公園やスペースを確保してほしい。	公園の整備を進める際には、地域の代表や近隣にお住まいの方々と話し合いながら、その公園のコンセプトやゾーニングの検討を進めております。区といたしましては、その話し合いを進める中で、子どもが安心して自由に遊べるスペースの確保についても検討を進めてまいります。	△	公園課
25	63ページ 体力向上のための取組	体力向上のための取組に記載のある「都平均値よりも上回ることを目指して」の部分は疑問が残る。どの子どもその子の特徴を尊重されるはずである。数字を追いかける必要はないのではないか？	区では、チャレンジ検定（体力）、体育科の授業改善、「一校一取組」運動を行いながら、体力向上を図っております。体力テストの都の結果を参考に、目標を設定することで、体力向上の取組の充実を図っております。今後も、各学校が、児童・生徒一人一人の実態を把握しながら意欲的に運動に取り組めるような活動を実施してまいります。	□	指導室
26	65ページ いじめ・不登校への対応	いじめ問題に対して「全校にスクールカウンセラーを配置して対応する」だけでは不十分である。いじめが発覚したら、授業をストップして、いじめ根絶のカリキュラムに切り替える等、権限を各教員や学校に与える等して、柔軟に対応できるようにすべきである。	いじめの未然防止や早期発見、早期対応については、各学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を核として、いじめの認知や具体的な対応の在り方等について協議する体制を構築しています。これらを踏まえ、いじめ行為の状況や緊急性に応じて柔軟に対応し、いじめの解消に繋げるようにしております。	□	学校教育支援担当課
27	65ページ いじめ・不登校への対応	不登校にもスクールカウンセラーを配置して対応と記載があるが、そもそも「不登校=問題である」という価値観も見直すべきではないか？学校へ行きたくないという自由への権利も尊重してあげるべきである。	不登校は、多様な要因・背景によって、児童・生徒が「不登校状態になっている」ということであり、その行為自体を「問題」とは捉えておりません。しかしながら、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的なリスクも存在することから、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等によるアセスメントや支援が重要であると考えております。	□	学校教育支援担当課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区のお考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
28	65ページ 連続する学び場の充実	保育園でも学習時間の確保をし、就学前の学習習慣や教育の格差を解消し、区内の子どもの学力アップへつなげて欲しい。	保育所、幼稚園及び認定こども園は、それぞれ「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育を提供する必要があります。そして、これらは互いに教育・保育の内容の整合が図られています。 保育園では、指針に基づき、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、幼児期の終わりまでに、保育活動全体を通して子どもたちの資質・能力が育まれるように努めています。 また、就学前の学習習慣や生活習慣を小学校での学習・生活に円滑に接続させるため、本区では私立・公立の幼稚園・保育園に参加を呼びかけ、幼保小連携協議会を開催する等、小学校との連携の充実を図っていきます。	△	子育て支援課 保育課 指導室
29	66ページ 特別支援教育の充実	医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を行い、障害を抱えた子どもたちのインクルーシブ教育を進めることが必要である。	インクルーシブ教育システムの構築に向けては、スキルアップ指導補助員や学校看護師の配置等により合理的配慮の整備に努めているところです。 今後も児童・生徒が安全で安心して学ぶことができるよう、医療機関とも連携して、体制整備に努めてまいります。	△	学校教育支援担当課
30	67ページ 日本語指導の充実	外国につながる幼児について、円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援とともに、その保護者には日本語指導等、相談できる体制が必要である。	外国につながる幼児について、これまでも個別に配慮してきましたが、より円滑な教育・保育等の利用ができるよう、公立保育園に携帯型翻訳機を導入したほか、令和2年度より、私立保育園が携帯型翻訳機を導入した際の、配置や購入費の補助を予定しております。 また、教育委員会では、「にほんごステップアップ教室」や「日本語学級」を設置し、日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図り、児童・生徒が早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援しています。	○	子育て支援課 保育課 学校教育支援担当課
31	80ページ 5歳児健康診査事業	5歳児健康診査事業・就学前の子どもの発達相談について、もう少し早くして、早期の療育で困るべきことが減るといようなメリットをアピール出来る場を増やしてほしい。	5歳児健康診査について現行のスケジュール変更はできませんが、メリットのアピールについては検討していきます。	□	子ども家庭支援課
32	81ページ 子ども発達センター事業	「発達センター」という名称だと、うちの子は遅れていると身構えてしまったり、否定する方もいるかもしれないので、名称を変えると、「行きやすい場所」になり良いと思う。	子ども発達センターは児童福祉法の児童発達支援センターに位置付けられていることや支援内容をわかりやすいものとするために「発達センター」という名称にしております。 一方で、ご意見のように利用を躊躇する方もいらっしゃると思われます。定期的に開催している施設見学会や説明会等、子ども発達センターへの理解を深められる機会を通して、利用しやすい施設となるように今後とも努めてまいります。	□	障害者施設課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
33	121ページ グループヒアリング 調査結果概要	妊婦さんや助産師さん等のグループヒアリングについて、人数や時間を増やしてほしい。	グループヒアリングは、区民の子育てに関する状況やニーズを把握するために行った、ニーズ調査だけではわからない課題やニーズについて聞き取りを行い、計画策定の参考とするため実施しました。特に妊婦の方は、健康プラザにて実施した講座終了後に実施しましたが、体調等の問題もあり、限られた方に参加していただきました。今後も、妊婦の方の体調に配慮しながらも、少しでも多くの方に参加していただけるように、周知の方法や実施日等を工夫してまいります。	△	育成課
34	その他	画一的な指導ではなく、子どもが学習するという、イエナプラン教育を推進していくことを葛飾区は先進的に取り組んでほしい。	区といたしましては、学習指導要領に則り、教育課程を適切に実施しております。イエナプランの特徴である異年齢によるクラス編成等に関しては、特別活動や学校行事等の中で、必要に応じて縦割り班を編成することで、異年齢集団で学習する機会を設けております。	□	指導室
35	その他	立石駅高架下を利用して、あそびやスポーツを楽しめるように子ども優先で開発してほしい。	連続立体交差事業に伴って創出される高架下用地の活用方法については、区民の皆様から様々なご意見をいただいております。今後、高架化工事の進捗状況を踏まえながら活用方法を検討してまいります。	□	街づくり推進課
36	その他	妊婦だけではなく、子育て中の人が使え応援券を無料配付をして、育児に疲れた保護者がリフレッシュや通院をしやすくしてほしい。	妊娠子育て応援券の配付については、妊婦さんが安心して出産を迎えることができるように、医療職のゆりかご面接（一人一人の状況に応じたサポートをすること）をセットとした事業としてしています。また、子育て期における支援は非常に重要ですが、子育て世帯が必要とするサービスは、お子さんの成長に合わせて、日々変化していくものと認識しております。各年代における不公平感がでないよう、子育て施設で実施する「一時預かり事業」サービス等の充実を図ること、対応してまいります。	□	育成課
37	その他	校長が特色を生かして計画を立てたり、生徒に対する責任感をなくさないため、校長や教員の異動をなるべく減らしてほしい。	区及び東京都では、学校運営の活性化や教員の人材育成等を図るため、定期的な人事異動を実施しています。一人一人の教員が幅広い多様な経験を積み広い視野を養うことが大切だと考えます。こうした方針に基づき、個々の学校の実情を踏まえ、教育活動の活性化が図られるよう、きめ細やかな人事異動に努めています。	□	指導室

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
38	その他	宿題の量が多く、子ども本来の遊ぶことや体験することから学ぶことへの時間がとれないため、宿題の量の上限を決めてほしい。	宿題に関しては、各学校で学習状況に合わせて出されているものと考えております。区では、家庭学習のすすめを配布し、学年に応じた家庭学習時間の目安を示しております。	△	指導室
39	その他	教育の無償化はやめて、外部職員を増やしたり、教員の給与を上げたりする等して、その分のお金を、教育の質を上げるために使ってほしい。	区では、葛飾区立学校における働き方改革推進プランに基づき、外部人材の導入を拡充する等、教員の負担軽減策を実施し、教員一人一人の授業準備に集中する時間や授業を改善するための時間を充実して質の高い教育の展開を図っています。 教員の給料につきましては、東京都人事委員会の勧告に基づき、東京都知事が条例改正案を提案し都議会で可決され決定されております。内容は民間給与との均衡が図られたものとなっておりますので、ご理解いただければと思います。 また、教育の無償化は子育て世代への負担軽減策であると考えております。	□	指導室
40	その他	普段から密に連携して教育向上に努めるため、教育委員会と保護者等が付度なく話し合える場を設けてほしい。	教育委員会では、教育行政の推進に当たって、様々な会議において、保護者等の代表者が参加しており、多くのご意見をいただいております。 今後も様々な機会を捉えて、保護者等のご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。	□	教育総務課
41	その他	子どもの成長や個性に合わせて昼寝時間に柔軟な対応ができるように、保育士が昼寝の時間に行う業務の見直し、昼寝時間の保育士補助等の検討を進めてほしい。	子どもたちが遊び・食事・休息といった毎日の活動を同じリズムで過ごせるように工夫することにより、基本的な生活習慣を身に付けることを目標の一つとして保育の実践に努めています。その中で、お昼寝（午睡）は、保育園で長時間過ごす子どもたちがたくさんの遊びや集団生活による疲れ・緊張を緩和するための休息時間として設けています。午睡時間の休息がどの程度必要かは個人差がありますので、保護者の方と相談しながら、集団保育の中で出来る限りの個別対応をしています。 今後も様々なご意見や保育に関する資料等も参考にしながら、子どもたちの健やかな育ちに資するよう、保育業務の在り方を含めた保育の質の向上に努めていきたいと考えています。	△	子育て支援課 保育課
42	その他	区立保育園にはアナログな部分が多いので、保育の場にもシステム（アプリ）を導入し、保育士・親の負担減としてほしい。	連絡帳やイベント写真の電子化等、公立保育園におけるシステム導入は、職員や保護者の負担を軽減する手段の一つと認識しています。 今後、公立保育園の施設改修等を行うなかで、システム導入の必要性、費用対効果、保育の質の向上への効果、個人情報の保護等、様々な観点から研究が必要と考えますが、現在、具体的な導入方針等は未定です。	□	保育課

- ◎：計画（案）に意見を反映するもの。
 ○：計画（素案）に盛り込まれているもの。
 △：計画・事業の推進にあたって参考にするもの。
 □：意見・要望としてお聞きするもの。

No.	関連する部分	意見の概要	区の考え方	取扱い	所管課 (回答作成課)
43	その他	幼稚園や認定こども園、保育園の違いがあまり浸透されていないと感じる。就労時間と保育時間が同一となっていないため、再度説明が必要と思う。	区に申し込む認可保育所等については、「保育施設利用申込案内」の中で、施設種別ごとの特徴を示しているところです。また、認定こども園については、特色を入所前に知っていただくために、入所申し込みを行う前に、施設の見学や説明会で説明を受けることが必須となっています。 保育の必要性の事由に応じて、保育必要量（認定時間）が決まりますが、実際、施設でお預かりする時間は、保護者との面談等を基に、各施設が決定することも「保育施設利用申込案内」に記載しています。 幼稚園と保育施設の違いについては、「保育施設利用申込案内」に掲載できるか検討していきます。	□	保育課
44	その他	教員について、働き方改革を実施して、過激な勤務実態を解決してほしい。	区では、葛飾区立学校における働き方改革推進プランに基づき、外部人材の導入や夏休み中に一定期間学校を閉めること、年間を通じて早く帰宅する日を決めること、教材の電子化を進めること等、教員の負担軽減策を実施し、教員の日々の生活を豊かにするとともに、児童・生徒に接する時間や授業をより良くするための時間を十分に確保できるようにしていきます。	△	指導室
45	その他	葛飾区が他区よりはるかに子育てしやすい区であり、他の区や県の手本となる区であるところを目指してほしい。	妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する「葛飾区版ネウボラ」を推進するために、本計画で定めた事業について着実に取り組み、より一層子育てしやすい区となるように努めてまいります。	□	育成課